

審 査 の 対 象 及 び 手 続

この意見書は、地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等の適用を受けて経営する大阪府中央卸売市場事業会計（以下「市場会計」という。）の平成 24 年度の決算に関するものである。

審査に当たっては、次の手続を実施した。

- (1) 決算報告書及び財務諸表が法の財務規定等に準拠して明瞭に表示されているかを確かめるため、それらの計算突合を行い、試算表、総勘定元帳及び関係帳表との照合を実施した。
- (2) 経営成績、財政状態及び資金収支状況について、前年度比較等の分析的手続を実施した。
- (3) 財務諸表の主な勘定について、関係資料と照合し、質問及び勘定分析等の概括的手続を実施した。
- (4) 会計伝票が計数上誤りなく処理されていることを確かめるため、例月現金出納検査の結果を利用した。

なお、市場会計が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するような運営が行われているかについて、定期監査の結果を利用して検討を加えた。

審 査 の 結 果

審査に付された平成 24 年度市場会計の決算報告書及び財務諸表は、上記の手続を実施した限りにおいて、下記事項を除き、法の財務規定等に準拠していないと認められる事項はなかった。

記

施設用建物、車両及び運搬具、工具・器具及び備品について、固定資産の实地照合の結果、「現物なし」もしくは「使用不可」とされたもののうち、合計 2,821 千円の除却損の計上がなされておらず、帳簿価額が同額過大計上されていた。

以上